

特定問題研究会

働き方改革における中小企業が対応しなければならないポイント

働き方改革関連法が本年7月6日に公布され、今後、順次施行されることとなりました。この法律では、労働時間法制の見直しが掲げられており、その中で企業は、時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得、月60時間超の残業の割増賃金率引上げなどへの対応が求められることとなります。

本研究会では、講師に北海道社会保険労務士会副会長で特定社会保険労務士の西林寛昌氏をお迎えし、働き改革関連法の概要や対応に向けての留意点、取り組むべき課題の把握など、法改正にスムーズに対応するためのポイントをご説明いただきます。

時節柄、ご多忙の時期と存じますが皆様の多数の参加をお待ちしております。

1. 開催日時 平成30年11月27日（火）午後2時～4時
2. 開催場所 **北海道中小企業会館** 2F会議室CD
札幌市中央区北1条7丁目 プレスト1・7
(TEL 011-231-7141)
3. 講師 特定社会保険労務士 **西林 寛昌 氏**
4. 参加費 無 料
5. 申込方法 下記申込書にご記入のうえ、11月26日（月）までに下記宛てに郵送又はFAXにてお申し込みください。

《 内 容 》

- 残業時間の上限規制
- 勤務間インターバル制度の導入促進
- 年5日間の年次有給休暇の取得
- 月60時間超の残業の割増賃金率引き上げ
- 労働時間の客観的な把握

研究会参加申込書

FAX 011-271-1109

組合名・企業名				
TEL			FAX	
参加者名	役職		氏名	
	役職		氏名	
	役職		氏名	